



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第38号 令和6年10月15日発行

目次

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
90	令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関し支出することのできる金額を告示する件	
91	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
92	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
93	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
94	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十号を、令和六年十月十五日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	金額
徳島県第一区	一四、三六七、八〇〇円
徳島県第二区	二一、八六八、三〇〇円

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十一号を、令和六年十月十五日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一、〇四八人

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十二号を、令和六年十月十五日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、〇六七人

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十二号を、令和六年十月十五日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	六九、八五六人
鳴門	一五、四九〇人
小松島・勝浦	一一、九八六人
阿南	一九、四九一人
吉野川	一〇、九四一人
阿波	九、九四二人
美馬	九、八八四人
三好第一	六、六五二人
名西	八、三五一人
那賀	二、一四六人
海部	五、二三四人
板野	二七、〇四五人
三好第二	三、七八八人

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十四号を、令和六年十月十五日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、〇六七人